

議第102号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月24日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第19条中「によつて」を「により」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第21条第1号アの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で施行令第7条の16の2第1項に規定するもの」に改め、「（(4)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(4)の項中「法第23条第1項第11号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額（同項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。）が500万円以下」を「ひとり親で施行令第7条の16の2第2項に規定するもの」に改め、同表(6)の項中「5万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額）の右に「（法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この表において同じ。））」を加える。

第37条第1項第3号中「小売電気事業（これに準ずるものとして総務省令で定める）」を「小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第1項に規定する）」に、「発電事業（これに準ずるものとして総務省令で定める）」を「発電事業（これに準ずるものとして施行規則第3条の14第2項に規定する）」に改める。

第40条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第40条の5第2項中「総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡または消費等が同項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡または消費等に該当することを証するに足りる」を「施行規則第8条の4第1項に規定する」に改め、同条第3項中「第8条の4」を「第8条の4第2項」に改める。

第66条第1項第1号ア(イ)中「平成32年度以降」を「令和2年度以降」に、「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号イ(イ)、同項第2号ア(イ)およびイ(イ)ならびに同条第2項第1号イ(イ)および第2号イ(イ)中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第4項中

「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第1項第1号ア(イ)の項中「あつて平成32年度」を「あつて令和2年度」に改める。

付則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第8条第8項中「附則第7条第12項」を「附則第7条第11項」に改め、同条第9項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第12項」に、「施行令附則第7条第14項」を「同条第13項」に改め、同条第10項中「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に、「附則第7条第16項」を「附則第7条第15項」に改め、同条第11項中「附則第3条の2の16第1項」を「附則第3条の2の15第1項」に、「附則第7条第17項」を「附則第7条第16項」に改め、同項第1号ア中「附則第7条第18項」を「附則第7条第17項」に、「同条第19項」を「同条第18項」に改め、同項第2号ア中「附則第7条第20項」を「附則第7条第19項」に、「附則第3条の2の16第2項」を「附則第3条の2の15第2項」に、「附則第7条第21項」を「附則第7条第20項」に改め、同号イおよびエ中「附則第7条第20項」を「附則第7条第19項」に改め、同条第12項中「附則第3条の2の19第1項」を「附則第3条の2の18第1項」に、「附則第7条第22項」を「附則第7条第21項」に改め、同条第13項中「附則第7条第23項」を「附則第7条第22項」に改め、同条第14項中「附則第7条第24項」を「附則第7条第23項」に改める。

付則第10条の2の11第2項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第10条の3第2項第4号および第5号ならびに同条第3項第1号および第2号中「平成32年度基準エネルギー消費効率」を「令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

付則第13条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第13条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改め、同条第4項中「政令で定める場合」を「施行令附則第17条の2第4項に規定する場合」に、「で政令で定める日」を「で同項に規定する日」に、「同項第13号」を「同法第31条の2第2項第13号」に、「総務省令で定める」を「施行規則附則第13条の3第11項に規定する」に、「当該政令で定める」を「施行令附則第17条の2第4項に規定する」に改める。

付則第14条の3の3第3項中「前年12月31日」の右に「または令和5年12月31日のいずれか早い日」を加える。

付則第28条第1項中「政令で定める」を「施行令附則第38条に規定する」に、「総務省令で定める」を「施行規則附則第28条第1項に規定する」に改め、同条を付則第30条とし、付則第27条の次に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第28条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部または一部の放棄(次項において「払戻請求権放棄」という。)

を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第21条の2第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

- 2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第21条の2第1項各号に掲げる寄附金の額およびその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第5条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「およびマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合および敷地分割組合」に改める。

第17条の2第3項の表第29条第3項から第5項までの項中「から第5項まで」を「および第4項」に改める。

第21条第1号アの表(8)の項中「扶養親族のうち、年齢16歳以上の者」を「法第34条第1項第11号に規定する控除対象扶養親族」に改める。

第27条の9第1項第4号中「およびマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合および敷地分割組合」に改める。

第29条第1項第1号オ中「第23条第1項第4号の5」を「第23条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間または同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第30条第2項中「第53条第50項」を「第53条第59項」に改め、同条第3項第1号中「または連結事業年度」を削る。

第35条第3項第1号中「もしくは連結法人税額」を削る。

第38条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、「または個別帰属益金額（法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益金額をいう。）」および「または個別帰属損金額（同法第81条の18第1項に規定する個別帰属損金額をいう。）」を削る。

第38条の5第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第1号イ中「（その終了の日を連結親法人事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）終了の日と同じくする事業年度に限る。イにおいて同じ。）」を削り、同号イ(ア)中「との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結親法人（同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。イにおいて同じ。）（当

該法人が連結親法人である場合には、当該法人」を「または当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する通算完全支配関係をいう。（イ）において同じ。）がある通算法人（同条第12号の7の2に規定する通算法人をいう）」に、「各連結事業年度（同法第15条の2に規定する連結事業年度をいう。（イ）において同じ。）」を「各事業年度」に改め、同号イ（イ）中「連結親法人の当該各連結事業年度の決算」を「各事業年度の決算」に、「連結法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。）」を「法人または当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人」に、「当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得（同条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額」を「法人税法第2編第1章第1節第11款第1目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額または欠損金額および法人税の額」に改める。

第40条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

付則第14条の3の2第1項中「という。）または」を「という。）、」に、「に基づき同法第37条の14第1項」を「または同法第37条の14第5項第6号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同条第1項」に改め、同条第2項中「という。）または」を「という。）、」に、「）から」を「）、同条第5項第7号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）または同条第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「または非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約または特定非課税累積投資契約」に、「または累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定」に改める。

付則第15条中「または各連結事業年度分」を削る。

付則第16条第1項中「または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額」を削り、「または各連結事業年度分の法人税割額」を「の法人税割額」に改め、「または当該連結事業年度分」を削り、同条第3項中「または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「または連結事業年度」および「または当該連結事業年度」を削り、同条第5項中「第88条または」を「第88条もしくは」に改め、「ある法人」の右に「または法第53条第2項の規定により法人の県民税に係る申告書を提出する義務がある法人」を加え、「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この項において同じ。）または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度」および「または個別帰属法人税額」を削り、「または当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の月数」を「の月数」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第6項とする。

第3条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条第3項中「および法」を「または

法」に改める。

第23条の2第1項中「第48条」を「第739条の5」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第2項中「によつて行なう」を「により行う」に、「を行なう」を「を行う」に改める。

第24条中「第42条第3項」を「第739条の4第2項」に改める。

第27条第1項第2号から第4号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第5号中「によつて」を「により」に、「還付し、または充当した」を「還付した」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中滋賀県税条例第40条の3第2項にただし書を加える改正規定および付則第10項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中滋賀県税条例第19条および第21条第1号アの表の改正規定ならびに同条例付則第13条第1項および第13条の2第3項の改正規定ならびに同条例付則第28条を同条例付則第30条とし、同条例付則第27条の次に2条を加える改正規定ならびに付則第3項および第4項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中滋賀県税条例付則第14条の3の2の改正規定 令和3年4月1日

(4) 第2条中滋賀県税条例第40条の3第2項ただし書の改正規定および付則第11項の規定 令和3年10月1日

(5) 第2条(前2号、次号および第7号に掲げる改正規定を除く。)および付則第6項から第9項までの規定 令和4年4月1日

(6) 第2条中滋賀県税条例第21条第1号アの表の改正規定および第3条の規定ならびに付則第5項の規定 令和6年1月1日

(7) 第2条中滋賀県税条例第17条第3項および第27条の9第1項第4号の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日

(県民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(次項および第4項において「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第19条および第21条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 4 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の行使を令和2年2月1日から同年10月31日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）附則第2条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部または一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例付則第28条第1項および第2項の規定を適用することができる。
- 5 付則第1項第6号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 付則第1項第5号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例（第8項において「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「5号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項および次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 7 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税および5号施行日前に開始した4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した同項に規定する連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、付則第1項第5号に掲げる規定による改正前の滋賀県税条例（第9項において「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。
- （事業税に関する経過措置）
- 8 4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、5号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 9 5号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が5号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。
- （県たばこ税に関する経過措置）
- 10 付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこ

に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 11 付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、または課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。